答 弁 第 一 二 五 号平成二十四年三月十六日受領

内閣衆質一八〇第一二五号

平成二十四年三月十六日

内閣総理大臣 野 田 佳 彦

衆 議 院 議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員小野寺五典君提出PKO派遣の際の武器使用基準の緩和等に関する質問に対し、 別紙答弁書を

送付する。

衆議院議員小野寺五典君提出PKO派遣の際の武器使用基準の緩和等に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律 (平成四年法律第七十九号) については、 国際平和

協力業務の範囲及びこれに従事する自衛官の権限を含め、 国際連合平和維持活動等に対する協力の在り方

全般にわたり、法改正の要否を含め検討を行っているところであるが、検討の内容及び今国会への改正案

の提出の可否について明らかにできる段階には至っていない。

なお、 国際連合南スーダン共和国ミッションへの自衛隊施設部隊等の派遣については、 現行法の枠内で

対応可能と判断しているところである。

四について

お尋ねは、 議員立法として提案された法案に関するものであり、 政府としてお答えすることは差し控え

たい。